

ショッカリ
サポート。
(NOSAIを)
な時、



建物共済

住まいる

新しくなって、さらにパワーアップ!

- 1棟あたり「火災共済」+「総合共済」=1億円まで加入できます
- 地震等の補償割合を共済金額の50%まで引き上げ
- 【小損害実損填補特約】損害額30万円までの共済事故は全額補償
- 【臨時費用共済金】給付割合を10%、20%、30%から選択できます

火災共済

1棟あたり(家具類等含む)
6,000万円まで加入できます

小さな掛金で大きな安心

加入資格要件は、石川県内に住所を有する方で農業に従事する方です

◆ 支払いの対象となる事故



1 火災

地震による火災は除きます



2 落雷

3ページ参照



3 破裂・爆発



4 外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触または倒壊

建物内部での車両の衝突・接触も補償します
自然災害を除きます



5 給排水設備の事故による水濡れ

蛇口の閉め忘れや老朽化は除きます



6 盗難によるき損・汚損

盗難品の損害は除きます



7 騒乱・集団行動による暴力・破壊行為

ご注意ください

事故発生の連絡が遅れ、事故状況の確認が困難な場合は、共済金の支払いができない場合があります。

◆ 火災共済掛金表

■ 共済金額1,000万円当たりの共済掛金(年額)

(単位:円)

用途	構造	基本(特約なし)	小損害実損補特約あり	臨時費用担保特約あり			臨時費用・小損害実損補特約あり		
				30%	20%	10%	臨費30%	臨費20%	臨費10%
普通物件 住宅、納屋、物置、土蔵、農作業場、車庫など	一般造	6,700	7,480	7,900	7,600	7,200	8,780	8,480	7,980
	耐火造B	4,300	5,080	5,100	4,900	4,600	5,880	5,680	5,380
	耐火造A	2,400	3,180	2,800	2,700	2,600	3,680	3,580	3,380
特殊物件 一般 併用住宅、店舗、事務所、作業場、寺院、神社など	一般造	11,600	12,380	13,700	13,200	12,500	14,580	14,080	13,280
	耐火造B	6,500	7,280	7,500	7,400	7,000	8,480	8,280	7,780
	耐火造A	2,600	3,380	3,000	2,900	2,800	3,880	3,780	3,580
特殊物件 割増 飲食店、製材所、加工場など	一般造	30,600	31,380	35,700	34,900	32,900	37,280	35,880	33,880
	耐火造B	14,500	15,280	16,800	16,500	15,600	18,080	17,380	16,480
	耐火造A	4,600	5,380	5,300	5,200	4,900	6,280	6,080	5,780

小損害実損補特約 基本となる掛金に、定額 780 円が加算されます。(詳しくは6ページ)
ただし1契約ごとの共済金額が1,000万円以上のとき

◆ 火災になったとき、どのように計算するの？

■ 全焼・全損の場合

$$\text{損害共済金} = \text{共済金額}$$

■ 部分焼・部分損で共済金額が共済価額の80%以上の場合

$$\text{損害共済金} = \text{損害の額}$$

■ 部分焼・部分損で共済金額が共済価額の80%未満の場合

$$\text{損害共済金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 0.8$$

総合共済でも同様に計算します

お支払例 共済価額2,000万円の物件が火災になったとき

全焼	損害額 2,000万円	共済金額 2,000万円	損害共済金 2,000万円	+	残存物取片付け費用 200万円	+	特別費用 200万円	=	支払総額 2,400万円
		共済金額 1,000万円	損害共済金 1,000万円	+	残存物取片付け費用 100万円	+	特別費用 100万円	=	支払総額 1,200万円
半焼	損害額 1,000万円	共済金額 2,000万円	損害共済金 1,000万円	+	残存物取片付け費用 100万円	+		=	支払総額 1,100万円
		共済金額 1,000万円	損害共済金 625万円	+	残存物取片付け費用 62.5万円	+		=	支払総額 687.5万円

◆ 建物の構造

一般造

木造で外壁が木板張又はモルタル造、防火サイディングのもの(耐火造A及び耐火造Bに該当しないもの)



耐火造B

鉄骨造で外壁のすべてが不燃材料のもの又は外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、石造、レンガ造、土蔵造のもの



耐火造A

柱・梁・床・屋根・小屋組がコンクリート造で、外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、石造、レンガ造のもの



落雷事故が多発しています!

大切な家具類も併せて加入しましょう

毎年、落雷事故による電化製品の被害が多発しています。

テレビ、電話などの電化製品は家具類が補償されます。落雷による被害に備えて家具類への加入もお勧めいたします。

■ 建物と家具類の主な分類

建物で補償されるもの

エアコン、ボイラー、インターホン、配電盤、アンテナなど建物に附属されている設備。

家具類で補償されるもの

テレビ、パソコン、電話機、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジなど移動可能なもの。

総合共済

1棟あたり(家具類等含む)
4,000万円まで加入できます

◆ 心配な自然災害にも負けない総合共済

Point! 加入限度額の引き上げ 地震等の事故につき補償が充実 特別費用共済金の対象事故が拡大

2,000万円 → **4,000万円** 30% → **50%** 風・雹・雪・水の被害も対象に
(地震等の被害は除く) 詳しくは6ページ

◆ 支払いの対象となる事故



地震・噴火・津波による損害の補償のとき
加入共済金額の50%が支払限度となります。

- 建物は損害割合5%以上、家具類は損害割合70%以上の損害を受けた時に支払対象になります。
- 特別費用共済金および残存物取片付け費用共済金は支払対象外になります。

◆ 総合共済掛金表

■ 共済金額 1,000万円当たりの共済掛金 (年額) (単位:円)

用途	構造	基本 (特約なし)	小損害実損 填補特約 あり	臨時費用担保特約あり			臨時費用・小損害実損填補特約あり		
				30%	20%	10%	臨費30%	臨費20%	臨費10%
普通物件 住宅、納屋、物置、 土蔵、農作業場、 車庫など	一般造	24,400	26,540	27,400	27,000	26,500	29,740	29,340	28,640
	耐火造B	22,400	24,540	25,000	24,700	24,200	27,340	26,940	26,440
	耐火造A	20,800	22,940	23,100	22,700	22,400	25,340	25,040	24,640
特殊物件 一般 併用住宅、店舗、 事務所、作業場、 寺院、神社など	一般造	28,500	30,640	32,300	31,700	31,100	34,640	34,140	33,340
	耐火造B	24,200	26,340	27,100	26,800	26,300	29,440	29,040	28,440
	耐火造A	20,900	23,040	23,200	22,900	22,600	25,540	25,240	24,740
特殊物件 割増 飲食店、製材所、 加工場など	一般造	44,700	46,840	51,400	50,500	49,100	53,840	52,940	51,440
	耐火造B	31,000	33,140	35,200	34,600	33,800	37,540	36,940	36,040
	耐火造A	22,600	24,740	25,200	24,800	24,400	27,540	27,140	26,640

小損害実損填補特約

基本となる掛金に、定額 2,140円が加算されます。
(詳しくは6ページ)
ただし1契約ごとの共済金額が1,000万円以上のとき

収容農産物補償特約

Aタイプ1口あたり 1,000円
Bタイプ1口あたり 3,000円 (詳しくは7ページ)

火災から自然災害までワイドに補償

加入資格要件は、石川県内に住所を有する方で農業に従事する方です

◆ 共済金の支払い例

風水害・土砂崩れ・雪害等による損害の場合

■ 損害の額が共済価額の80%以上の場合

$$\text{損害共済金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

■ 損害の額が共済価額の80%未満の場合

$$\text{損害共済金} = \left[\text{損害の額} - \left[\text{共済価額の5\%または1万円のどちらか低い額} \right] \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

お支払例 共済価額 2,000万円の物件が、台風により屋根を破損したとき



地震・噴火・津波等による損害の場合

$$\text{損害共済金} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 0.5$$

- 建物の損害については、建物の共済価額の5%以上の損害がある場合に補償します。
- 家具類の損害については、その建物に収容する家具類の共済価額の70%以上の損害がある場合に補償します。

お支払例 共済価額 2,000万円の物件が、地震により全壊したとき



1 火災 総合

残存物取片付け費用共済金

損害を受けた建物の取り壊し費用、取り片付け費用（清掃費、運搬費含む）として損害共済金の10%をお支払いします。

*実費を限度とします。
*地震等による事故を除きます。

2 火災 総合

特別費用共済金

火災及び自然災害により80%以上の損害となった場合、共済金額の10%をお支払いします。

*1棟ごとに200万円を限度とします。
*地震等による事故を除きます。

火災共済・総合共済ともに損害共済金に加えて①～⑤までの5つの費用共済金がプラスされます。



3 火災 総合

損害防止費用共済金

消火活動のため消火器等を使用した場合、その費用をお支払いします。

*実費を限度とします。

4 火災

地震火災費用共済金

地震等を原因とした火災により、建物は半焼以上、家具類は全焼した場合、共済金額の5%をお支払いします。

5 火災 総合

失火見舞費用共済金

加入建物が火元となり、隣家に類焼・汚損等の損害を与えた場合、1被災世帯当たり20万円をお支払いします。

*1事故につき、共済金額の20%を限度とします。

しっかり備える！ 5つの特約でワイドに補償

必要に応じて以下の1～5までの特約を付加できます
特約の詳細内容は、管轄の支所までお問い合わせください

損害額 30 万円までの 共済事故について、 全額補償

火災 総合

New!

1. 小損害実損填補特約

- 火災共済及び総合共済において、損害の額が30万円以下の小損害事故の場合、損害の額を共済金として支払います。
- 1建物、1契約ごとの共済金額（建物・家具類及び農機具の合計）が1,000万円以上の火災共済及び総合共済に付帯できます。（火災共済と総合共済を同時に申込み、共済金額の合計が1,000万円以上の場合でも、いずれかに付帯できます。）
- 支払対象となる事故は、火災等及び自然災害です。（地震等による事故を除きます）
*自然災害による事故の場合は、損害額が1万円を超えた場合に対象となります。
- 特約にかかる掛金の加算額は、以下のとおりです。

火災共済 780 円

総合共済 2,140 円

臨時費用共済金、 死亡・後遺障害費用共済金 を支払い

火災 総合

2. 臨時費用担保特約

I. 臨時費用共済金

- 共済事故にあった場合、損害共済金に加え、損害共済金の10%、20%、30%（加入者選択）の額を臨時費用共済金として支払います。ただし、1回の事故につき250万円が限度となります。
*地震等による事故を除きます。

II. 死亡・後遺障害費用共済金

- 火災等の事故により、加入者又は加入者と同居する家族が200日以内に死亡又は後遺障害を被った時に、1名ごとに共済金額の30%の金額を死亡・後遺障害費用共済金として支払います。ただし、1回の事故につき、1名ごとに200万円が限度となります。
*火災等の事故が対象。

保管中の米・麦・大豆を補償

総合

3. 収容農産物補償特約

- 総合共済に加入している建物に収容されている農産物が、共済事故によって損害を受けた場合に補償します。
- 対象農産物は、米・麦・大豆のうち加入者が選択した品目です。
- 支払対象となる事故は、火災等及び風水害、雪害、その他自然災害です。
*総合共済で対象となる事故と同じです。
- 1建物・1品目につき1口100万円から、5口500万円まで補償します。
- 補償はAタイプ、Bタイプから選べます。
Aタイプ：出荷前の一時保管向け。120日以内で加入者が選択する期間を補償。
1口：1,000 円
Bタイプ：自家販売など通年保管向け。総合共済の共済責任期間と同じ、1年間補償。
1口：3,000 円
- 共済事故により、収容農産物に1事故1万円を超える損害が発生した場合、加入口数を上限に、実損害額を収容農産物損害共済金として支払います。
*地震等による事故の支払いは、1建物につき実損害額の30%が限度となります。

毎年の更新手続きが不要

火災 総合

4. 自動継続特約

- 最大10年間は更新手続きの必要がなく、自動的に同じ契約内容で継続します。
- 継続回数は2回から9回までの範囲内で加入者が選択できます。
*掛金は毎年1年分をお支払いいただきます。

再取得価額で評価

火災 総合

5. 新価特約

- 共済事故が生じたとき、建物や家具類・農機具を再建築・再取得するのに必要な額（再取得価額）を損害の額として共済金を支払います。
- 付帯しない場合には、共済目的の経年減価を差し引いた時価額を基準に共済金を支払います。
*建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
*新価特約は、自動的に付加されます。

建物火災共済・建物総合共済重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報・其他のご注意点のご説明)

- 本書面は「住まいる」(NOSAIが実施する建物火災共済・建物総合共済の愛称)の契約概要や、お申し込みの際にご注意いただきたい説明情報、またご契約で得られた個人情報取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものです。内容を十分ご確認ください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、建物火災共済・建物総合共済約款及び特約条項をご参照ください。共済約款・特約条項はご加入後、共済証券とともにお届けします。事前に必要であれば、NOSAIにお申し出ください。

加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

I. 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 共済の仕組み及び名称

① 仕組み

建物火災共済・建物総合共済においては、火災をはじめとする様々な偶発の事故(注)により、建物及びその建物に収容する家具・農機具等(以下、「家具類等」と言います)などが損害を受けたとき、損害共済金及び費用共済金(以下、「共済金」と言います)をお支払いします。

(注)「(3)共済金をお支払いする場合」を参照してください。

② 共済の名称(種類)

NOSAIが実施する建物共済は、共済金の支払い対象となる事故により次の2種類の共済があります。

- ・建物火災共済
- ・建物総合共済

なお、「住まいる」はこれら2つの建物共済を総称した愛称です。

(2) 補償の対象(共済目的)

「住まいる」の補償の対象は、建物(注1)及びその建物に付属又は収容する次の物(注2)です。

- ① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの付属設備(補償の対象としない旨の申し出が無ければ、補償の対象となります。)
- ② 建物に付属する門・垣・塀その他の工作物(補償の対象とする場合は、申し出が必要です)
- ③ 建物に収容されている家具類(補償の対象とする場合は、申し出が必要です)

(注1) 建物であっても、構造、設備及び用途(業種)などにより補償の対象にできない場合があります。

(注2) 次の物は補償の対象となりません。

- ・道路運送車両法に規定する自動車(農機具を除きます)
- ・通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- ・貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- ・稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ・動物及び植物等の生物
- ・営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物(農機具は除きます)
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類する物
- ・船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます)及び航空機
- ・建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(3) 共済金(損害共済金及び費用共済金)をお支払いする場合

① 損害共済金のお支払い対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。

ア. 建物火災共済の場合

火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触又は倒壊(自然災害の事故による損害は除きます)、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触(風水害等の自然災害による場合を除きます)、給排水設備の事故及び加入者以外の占有する戸室で生じた事故による水ぬれ(自然災害の事故による損害は除きます)、盗難により生じたき損・汚損、騒乱・集団行動による暴力・破壊行為(以下「火災等事故」といいます)

イ. 建物総合共済の場合

前記アの火災等事故に加えて、自然災害(台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます)、その他これらに類する自然現象)

② 損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なり、共済約款でご確認ください。なお、共済金額が共済目的の価額(共済価額)に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう共済価額いっぱいにご加入ください。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×5%として計算されますのでご注意ください。

③ 前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。詳しくは共済約款でご確認ください。

ア. 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費(損害共済金×10%が限度)をお支払いします。(地震等による事故を除きます)

イ. 地震火災費用共済金

建物火災共済において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、建物総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支払いはありません。

ウ. 特別費用共済金

前記(3)①の事故(地震等による事故を除きます)において、損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%(200万円が限度)をお支払いします。

エ. 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

オ. 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×20万円(共済金額の20%が限度)をお支払いします。

(4) 共済金をお支払いしない場合

① 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

- 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- 加入者(加入者でない方で共済金を受け取る方も含めます)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- 事故の際の紛失又は盗難
- 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
- 地震等によって生じた損害(建物総合共済における地震等事故及び建物火災共済地震火災費用共済金をお支払う場合は除きます)
- 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

- 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
- 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
- 共済金の請求を3年間怠った場合

(5) 付帯できる特約及びその概要

「住まいる」に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
新価特約	損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再築又は再取得するために要する再取得価額で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損填補特約	損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。なお、この特約は建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約に付帯できます。	責任期間中に共済金額を減額したことにより、1,000万円を下回った場合はこの特約は解除されます。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合(10%、20%、30%)をお支払いします(250万円が限度)。また、火災等事故により加入者や同居人などが、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(200万円が限度)をお支払いします。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。(地震等による事故を除きます)
収容農産物補償特約	建物総合共済の共済目的である建物に収容される農産物(米、麦、大豆)が共済事故により損害を受けた場合に、その損害に対して収容農産物損害共済金をお支払いします。	共済責任期間は次のいずれかが選べます。Aタイプ(申し出た開始日から末日までの120日以下の期間)。Bタイプ(主契約の責任期間と同一の期間)
自動継続特約	毎年の更新手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続いたします。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。

2. 共済責任期間

- ①「住まいる」の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- ②ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申し込み後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。なお、共済責任期間は後日お送りする建物共済証券でご確認ください。
- ③加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

3. 契約条件(共済金額等)

(1) 契約の単位

- ①建物1棟ごとの契約となります。(家具類等も含めた場合も合わせて1棟となります)
- ②家具類は契約建物に収容されている物に限り、契約できます。家具類単独の契約はできません。
- ③家具類は、加入申込書において除外されている物を除き一式の契約となります。

(2) 共済金額の設定

- ①共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により制限が設けられています。
- ②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額(時価額又は新価特約を付帯した場合は再取得価額)いっばいに設定してください。共済金額が共済価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額の設定条件

- ①建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
- ②建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
- ③共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

5. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払い込みは共済責任期間ごとに1回払いです。払い込み方法は、口座振替他、NOSAIの口座への振込み、現金支払いなどの方法があります。加入申込の際にお申出ください。

II. 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約時の注意事項(告知義務—加入申込書の記載上の注意事項)

- ・契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
- ・加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①建物の情報
用途、構造、延面積、てん補範囲、有業期間、設備(動力・電力等)、所在地
- ②他の保険・共済契約等のに関する情報
建物を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

- ・ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSAIにご通知ください。
- ・ご通知がない場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
- ・ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行います。変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)

- ①建物を譲渡する場合
- ②建物を解体、改築・増築、修繕又は構造変更する場合
- ③建物を30日以上無人又は空家にする場合
- ④建物が共済事故以外の原因により破損した場合

- ⑤共済目的を他の場所に移転する場合
- ⑥共済目的の危険が著しく増加した場合
- ⑦ご契約後に共済目的の価額が著しく減少した場合

2. 損害防止義務

- ①共済契約者は共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- ②損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- ③NOSAIの契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

4. NOSAIの解散時等の取扱い

組合は、行政庁(国・県)の指導のもと、事業の健全な運営に努めていますが、解散せざるを得なくなった場合、農業保険法では、契約を終了し、まだ経過していない共済責任期間に対応する共済掛金等を加入者に払い戻しいたします。ただし、財務状況によっては、その金額が削減されることがあります。

III. その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

(1) 超過共済による共済金額の減額

- ①ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、共済契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- ②ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

(2) 掛金等の返還・追加

- ・通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規程により掛金等を返還又は追加請求をいたします。
- ・解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起こった場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

- ①事故が発生した場合は遅滞なくNOSAIにご連絡ください。
- ②共済契約者はNOSAIから請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③NOSAIは事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

- ①損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の事故が発生したときは、共済金をお支払いした後、共済契約は消滅します。
- ②損害割合が80%未満の場合、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

IV. 個人情報の取り扱いについて

組合は、ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」といいます)について、引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます)いたします。また、共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために、業務に必要な範囲で利用することがあります。組合は、共済金支払責任の一部を全共連の再共済に付しているため、組合及び全共連との間で個人情報を共同利用いたします。組合は、法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

◆ あなたの建物の評価額はどれくらい？

■ 標準的な建物の単価 (㎡当たり) * 木造建物の価格を示しています。建物の構造等で単価は異なります。

住宅 17.1万円	農作業場・納屋 9万円	土蔵 21.6万円	車庫 5.4万円	集会場 15.3万円	アパート 15.3万円
--------------	----------------	--------------	-------------	---------------	----------------

■ あなたの建物の評価額を計算してみましょう

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{建物の面積} \\ \hline \text{㎡} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{建物の単価} \\ \hline \text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{建物の評価額} \\ \hline \text{万円} \\ \hline \end{array}$$

新築価格を補償します

現在の建物と同等のものを立て直すための経費まで補償できます。建物の面積(㎡)に面積当たり単価をかけて建物の評価額を計算してください。

◆ 家具類の評価額はどれくらい？

■ 家具類の簡易評価表

(単位:万円)

世帯人数	单身	2人		3人			4人				5人以上			
大人人数	-	1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人 以下	3人	4人	5人
住宅延面積														
66㎡未満 (20坪未満)	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
66㎡以上132㎡未満 (20坪以上40坪未満)	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
132㎡以上231㎡未満 (40坪以上70坪未満)	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480 【例1】	1,840	2,020 【例2】	1,550	1,940	2,160	2,370
231㎡以上 (70坪以上)	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

* 大人とは18歳以上の世帯員をいう。ただし学生を除く。

* 大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円の加算を行う。

■ 家具類の評価額は **住宅面積(㎡)** **世帯人数** **大人人数** で評価します。

【例1】 住宅面積 165 ㎡で、家族 4 人で大人 2 人、
子供 2 人の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅面積} \\ \hline 165\text{㎡} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯人数} \\ \hline 4\text{人} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{大人人数} \\ \hline 2\text{人} \\ \hline \end{array} = 1,480\text{万円}$$

【例2】 住宅面積 165 ㎡で、家族 4 人全員大人の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅面積} \\ \hline 165\text{㎡} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯人数} \\ \hline 4\text{人} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{大人人数} \\ \hline 4\text{人} \\ \hline \end{array} = 2,020\text{万円}$$

ご加入の申込み・ご相談は各支所まで

■ 加賀地区支所 ■

TEL 0761-47-7300
FAX 0761-47-7311

加賀市、小松市、能美市、川北町

〒923-0825

小松市西軽海町二丁目204番地15

■ 石川中央支所 ■

TEL 076-239-2555
FAX 076-239-2444

白山市、野々市市、金沢市
かほく市、津幡町、内灘町

〒920-0007

金沢市田中町か12番地1

■ 中能登支所 ■

TEL 0767-72-4411
FAX 0767-72-4400

羽咋市、七尾市、宝達志水町
中能登町、志賀町

〒929-1604

鹿島郡中能登町能登部下73部13番2

■ 奥能登支所 ■

TEL 0768-76-2251
FAX 0768-76-8030

輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

〒928-0313

鳳珠郡能登町字天坂に1番地1